

# 基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手6期地区（奥玉）

## 機能保全計画策定業務委託 応募要領

### 第1 業務名

基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手6期地区（奥玉）機能保全計画策定業務委託

### 第2 業務の目的及び概要

#### 1 目的

本業務は、基幹水利施設ストックマネジメント事業岩手6期地区（奥玉）に係る施設の有効活用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、下記の業務を実施するものである。

#### 2 概要

##### (1) 業務内容及び場所等

施設名	場 所	作業項目	数 量
女聖揚水機場	一関市千厩町奥玉地内	機能保全計画策定 (着脱式水中ポンプ)	施設機械 一式 電気設備 一式
女聖頭首工	〃	機能保全計画策定 (空気式ゴム引布製起伏堰)	〃
店頭首工	〃	〃	〃
上川原頭首工	〃	〃	〃

### 第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 「令和4・5年度建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。  
又は、令和04・05・06年度農林水産省競争参加資格（全省統一資格・「役務の提供等」）を有していること。
- (2) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、第3(6)に定める技術者が常駐していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付建振第141号）による指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 過去10年間（平成25年度～令和4年度）において、県内の県営及び国営事業において発注した業務で、農業水利施設（施設機械）の機能診断及び機能保全計画策定業務の実績があること。
- (6) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のア～エに該当する技術者を2名以上（うち、当該業務と同種業務の実務経験を有する者が1名以上）有していること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

ア 技術士・総合技術管理部門（農業－農業土木部門）

イ 技術史・農業部門（農業土木）

ウ 農業土木技術管理士

エ RCCM（農業土木）

オ 大学及び高等専門学校卒業後、技術者の経験が 20 年以上の者、又は高等学校及び専門学校卒業後、技術者の経験が 25 年以上の者

- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

#### 第 4 応募手続

##### 1 募集期間

令和 5 年 4 月 7 日（金）～ 令和 5 年 4 月 13 日（木）

##### 2 応募方法等

次に示す資料を第 6 の「応募・照会等窓口」に持参すること。

###### (1) 提出資料

別紙様式 1 「参加意思確認書」 1 部

###### (2) 受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日（祝祭日を除く）、受付時間は午前 9 時～午後 5 時とする。

#### 第 5 事業実施期間

委託契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日までとする。

#### 第 6 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方 85-2

県南広域振興局農政部一関農村整備センター

TEL 0191-52-4931 FAX 0191-52-5844

担当者 農村計画課 下上

#### 第 7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
  - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
  - (2) 著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）